

議案第 7 号

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 15 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

橋本市小中学生医療費の支給に関する条例(平成 22 年橋本市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、特別療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び保険外併用療養費をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、特別療養費及び保険外併用療養費をいう。

19 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた保険給付について適用し、同日前に行われた保険給付については、なお従前の例による。